

「公正取引委員会の排除措置命令に基づくお知らせ」

当社は、別表記載の工事について、北斗工機株式会社、株式会社キセキ北海道、株式会社サタケ、ヤンマーグリーンシステム株式会社、ナラサキ産業株式会社及びエム・エス・ケー農業機械株式会社と、遅くとも平成23年4月5日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、平成28年2月10日付けで、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

この排除措置命令に従い、次の事項をお知らせします。

当社は、平成28年2月22日開催の取締役会において、

- 1 上記の行為を取りやめていることを確認すること
- 2 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、別表記載の工事について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと

を決議しました。

平成28年3月28日

愛媛県松山市馬木町700番地
井関農機株式会社
代表取締役 木下 榮一郎

○別表

農業協同組合、地方公共団体、農業協同組合連合会、任意組合及び事業協同組合が、北海道の区域において、一般競争入札、一般競争見積、指名競争入札、指名競争見積又は見積り合わせの方法により発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等